

奈良県広域水道企業団の入札・契約制度についてQ A

(令和 6 年 12 月現在)

- Q 現在、「水道施設工事」の建設業の許可を取得していません。
いつまでに、取得する必要がありますか。
- A 令和 9、10 年度に企業団名簿への登録申請を行うため、遅くとも令和 8 年度中には取得しておいてください。
- Q 現在、「管工事」のみで市の入札に参加しているため、「水道施設工事」の実績がありません。
令和 9、10 年度に企業団名簿への登録申請を行う際、水道施設工事に係る総合評定値（経審点）がありませんが、令和 11 年度以降の入札に参加できますか。
- A 企業団名簿への登録申請を行うまでに、水道施設工事の経営審査事項の審査の受審は必須となります。水道施設工事の実績がない分、総合評定値は低くなりますが、経過措置として、管工事または水道施設工事の総合評定値のいずれか高い方を適用することとしますので、適用された総合評定値を用いて格付けを行います。
ただし、配水管等の管路工事の入札への参加については、令和 9、10 年度に予定している企業団名簿への登録申請の際、水道施設の登録が必要となります。
- Q 現在、3 千万円以上の管路工事は「水道施設工事」、それ未満の管路工事は「管工事」と、両業種で入札に参加しています。
令和 11 年度からの企業団の発注は、「水道施設工事」に統一されますが、これまで同様、3 千万円以上の管路工事と、それ未満の管路工事の両方に入札参加できますか。
- A 現時点では、令和 11 年度以降の企業団の発注基準の詳細について決定しておりません。令和 7 年度に整理する予定ですので、改めて周知します。

Q 予定価格や最低制限価格は事前に公表されるのですか。

A 現時点では、決まっておりません。令和7年度中に整理する予定ですので、改めて周知します。

Q 企業団独自の電子入札システムは、現在の市のシステムは使用できないのでしょうか。新たに設備投資が必要になるのでしょうか。

A 令和7年度から令和10年度の4年間は、現在の市のシステムを継続して使用します。そのため、新たな設備投資は不要です。

なお、令和11年度以降は企業団独自の電子入札システムを導入する予定ですが、詳細については未定です。

Q 令和7年度から電子契約を行うにあたり、準備しておかないといけないことはありますか。

特別なソフトや手続きなどがあれば教えていただきたい。

A インターネットに接続し、電子メールを受信できる環境があれば利用できます。